

製造の技術基準等の見直しの方向性の一覧
(案)

審議済み 資料2-1にて審議するもの 性能規定化(今回提案) 明確化、整理統合、その他

条	項	号	製造の 技術基準項目	対象物	技術基準の目的					性能規定化の 状況(現 行)	見直しの方向性			
					火薬類の発火・ 爆発防止策			その他			性能規定化	明確化		整理 統合、そ の他
					火薬類 の発火・ 爆発発生時の 被害抑制策	直接的な発 火・爆発防 止策(熱、 摩擦、衝撃、 静電気、ガ ス、粉塵、 電磁波、異 物混入等)	間接的 な発火・ 爆発防 止策 (建屋の 火災防 止等)	情報 提供	盗難 防止			その他 (国際条 約、安全 管理、運 搬時の安 全確保、 消費時の 安全確保 等)	技術基 準の趣 旨の明 確化	
4	1		【定置式製造設備】											
4	1	1	警戒標識、危険区域の設定、境界柵、安全確保掲示板、警戒札等の設置	製造所全体			○	○		○	○			
4	1	2	危険区域内に作業上やむを得ない施設以外の設置禁止	施設の位置			○			○	○			
4	1	3	危険区域の境界柵が森林内に設けられた場合の防火用空地(幅2m)の確保	施設の位置			○	○		×	○			
4	1	4	危険工場の保安距離	施設の位置	○					×	×			
4	1	4.2	危険工場との保安間隔	施設の位置	○					×	×			
4	1	5	危険区域内への固体燃料のボイラー・煙突の設置禁止	施設の位置		○	○			×	×			
4	1	5.2	煙火製造工場の危険区域内での金属粉の貯蔵制限	施設の位置		○	○			×	×			
4	1	6	爆発工場の構造(別棟、放爆)	施設	○					○				
4	1	7	爆発工場又は一時置場の土堤等の設置	施設	○	○				×	×			
4	1	7.2	煙火製造所等の爆発の虞のある工場及び一時置場の土堤等の設置	施設	○	○				×	×			
4	1	7.3	危険工場等の避雷装置	施設		○	○			×	○			
4	1	8	発火工場の構造(別棟、耐火構造)	施設	○	○				○				
4	1	9	発火工場と他の施設間に防火壁等の延焼遮断措置の設置	施設	○	○	○			○		○		
4	1	9.2	危険工場内の発火の危険のある設備に対して必要に応じ消火設備を設置	施設/装置	○	○				○				
4	1	9.3	無煙火薬の一時置場に告示で定めるスプリンクラーの設置義務	施設	○	○	○			×	○	○		○
4	1	10	危険工場の付近に貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備の設置義務	施設/装置	○	○	○			○	○			
4	1	11	危険工場のドア・窓はできるだけ多く設け、原則外開き、鉄製の金具の不使用等	施設	○	○				×	○		○	○
4	1	11.2	無煙火薬の一時置場の窓への暗幕等の遮光措置	施設		○				×	○	○		○
4	1	12	危険工場内の内面の土砂の剥落や飛散の防止措置と床面の鉄類禁止	施設		○				○	○		○	○
4	1	13	危険工場の床面を柔らかく、火薬類の浸透、侵入がない措置	施設		○				×	○		○	○
4	1	14	危険工場内の原動機及び温湿度調整装置の設置禁止。但し、爆発又は発火を起こす虞のない場合はこの限りでない。	装置		○	○			○			○	
4	1	14.2	無煙火薬貯蔵場所への温湿度記録計の設置及び温度(40度以下)・湿度(75%以下)管理義務。温湿度調整装置の防爆。	装置		○				×	○	○		○
4	1	15	危険工場内の機械の構造は、鉄と鉄の摩擦の排除、摩擦部に滑剤を塗布、動揺の防止、火薬類の侵入の防止措置	装置		○	○			×	○		○	○
4	1	16	危険工場の暖房装置は、熱源は蒸気、熱気、温水、燃焼し易い物と隔離、表面に火薬類等の付着防止措置を講じる	装置		○	○			×	○	○		
4	1	17	危険工場内のパライン槽の温度が120℃を超えないようにする為の温度測定装置を備えた安全装置	装置		○				×	○			
4	1	18	危険工場等の照明装置等	装置		○	○			○		○		
4	1	19	危険工場内の機械等の接地	装置		○				×	○	○		○
4	1	20	危険工場の停滞量等の掲示板による掲示	掲示/施設			○	○		×	○	○		
4	1	21	危険工場に面した木造建築物の耐火的措置	施設	○		○			○				
4	1	22	火薬類が飛散する虞のある工場の壁、天井の隙間を無くす構造等	施設		○	○			○		○	○	○
4	1	22.2	火薬類又は原料の粉塵飛散防止措置	施設/装置		○				○				
4	1	22.3	温度変化が起こる装置における温度測定装置	装置		○				○		○		
4	1	22.4	火薬類の加圧設備の安全装置	装置		○				○		○		
4	1	22.5	静電気が発生し、爆発等が起こる虞のある設備の静電気除去措置	装置		○				○			○	○
4	1	22.5.2	雷電等の危険工場の床、作業台等には導電性マットを施設し、かつ、接地	施設		○				×	○			○
4	1	22.6	工場入口の静電気除去設備	施設		○				×	○		○	○

条	項	号	製造の 技術基準項目	対象物	技術基準の目的					性能規定化の 状況(現 行)	見直しの方向性				
					火薬類 の発火・ 爆発発 生時の 被害抑 制策	火薬類の発火・ 爆発防止策		その他			性能規 定化	明確化		整理 統合、そ の他	
						直接的な発 火・爆発防 止策(熱、 摩擦、衝撃、 静電気、ガ ス、粉塵、 電磁波、異 物混入等)	間接的 な発火・ 爆発防 止策 (建屋の 火災防 止等)	情報 提供	盗難 防止			その他 (国際条 約、安全 管理、運 搬時の安 全確保、 消費時の 安全確保 等)	技術基 準の趣 旨の明 確化		規制対 象設備、 工室の 明確化
4	1	23	可燃性ガス等が発生する工室には排気装置を設置	施設/装置		○	○			○			○		
4	1	23.2	火薬類乾燥工室の設置	施設	○	○				×	○	○	○		
4	1	24	火薬類乾燥工室の加温装置は、火薬類と隔離して設置	施設		○				×	○				
4	1	24.2	日乾場の高さ	施設	○	○				×	○				
4	1	24.3	日乾場の距離、防爆壁等	施設、及び位置	○	○	○			×	×				
4	1	24.4	日乾後の火薬放冷設備	施設		○				○				○	
4	1	25	爆発試験場等の土堤等による防火措置	施設	○		○			○	○				
4	1	26	火薬類等の運搬容器	装置		○				○				○	
4	1	26.2	無煙火薬の一時保管容器	装置	○					×	×			○	
4	1	27	危険区域内の運搬車	装置		○				×	○				
4	1	28	運搬通路の基準(平坦、勾配1/50以下)	施設		○				×	○	○			
4	2		【不発弾等の解撤作業を行う製造施設】												
4	2	1	不発弾等解撤工室等の保安距離	施設の位置	○					×	×	×			
4	2	2	不発弾等解撤工室等の保安間隔	施設の位置	○					×	×	×			
4	2	3	不発弾等解撤工室の構造	施設	○					×	×	×			
4	2	4	不発弾等解撤工室の土堤等の設置	施設	○	○	○			×	×	×			
4	2	5	不発弾等解撤工室の内面の土砂の剥落や飛散の防止措置と床面の鉄類禁止	施設	○	○				×	○			○	
4	2	6	不発弾等解撤工室の床面の措置	施設	○	○				×	○			○	
4	2	7	鋼製チャンバの不発弾等と床面との接触防止、不発弾等の落下防止措置	装置		○				○					
4	2	8	解撤設備はできるだけ遠隔操作とする	装置	○	○				×	×			○	
4	2	9	不発弾等を取り扱う設備の温度上昇防止措置	装置	○	○				○	○				
4	2	10	ウォータージェットの水圧・研磨剤量が過剰になることの防止措置	装置		○				○					
4	2	11	不発弾等廃棄処理場の土堤等による防火措置	施設	○	○	○			×	○				
4の2	1		【移動式製造設備】												
4の2	1	1	警戒標識、移動区域の設定、境界柵、安全確保掲示板、警戒札等の設置	製造所全体			○	○		○				○	
4の2	1	2	移動区域内に作業上やむを得ない施設以外の設置禁止	施設の位置			○			○					
4の2	1	3	移動区域の境界柵が森林内に設けられた場合の防火用空地(幅2m)の確保	施設の位置		○	○			×	○				
4の2	1	4	移動式製造設備用工室の設置	施設の位置	○					×	×			○	
4の2	1	5	移動区域の保安距離	施設の位置	○					×	×	×			
4の2	1	6	移動式製造設備との保安間隔	施設の位置	○					×	×	×		○	
4の2	1	7	廃棄焼却場の保安距離	施設の位置	○					×	×	×			
4の2	1	8	移動区域内への固体燃料のボイラー・煙突の設置禁止	施設の位置		○	○			×	×				
4の2	1	9	移動式製造設備用工室の避雷装置	施設		○	○			×	×			○	
4の2	1	10	移動式製造設備用工室の構造(別棟、耐火構造)	施設	○	○				×	×			○	
4の2	1	11	移動式製造設備の構造(耐火構造)、消火設備を設置	装置	○	○				○				○	
4の2	1	12	移動式製造設備用工室の付近に貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備の設置義務	施設	○	○	○			○				○	
4の2	1	13	移動式製造設備用工室のドア・窓はできるだけ多く設け、原則外開き等	施設	○	○				×	○			○	
4の2	1	14	移動式製造設備用工室の内面の土砂の剥落や飛散の防止措置と床面の鉄類禁止	施設		○				○		○		○	
4の2	1	15	移動式製造設備の構造(土砂類の進入防止、さびにくい材料)	装置		○				○				○	
4の2	1	16	移動式製造設備用工室の床面は火薬類の浸透、侵入がない措置	施設		○				○				○	
4の2	1	17	移動式製造設備用工室内の原動機を設置禁止。但し、爆発又は発火を起こす虞のない場合はこの限りでない。	装置		○	○			○				○	
4の2	1	18	移動式製造設備の動力(ディーゼル車若しくは爆発又は発火を起こす虞のないもの)	装置		○				×	○				

条	項	号	製造の 技術基準項目	対象物	技術基準の目的					性能規定化の 状況(現 行)	見直しの方向性				
					火薬類 の発火・ 爆発発 生時の 被害抑 制策	火薬類の発火・ 爆発防止策		その他			性能規 定化	明確化		整理 統合、そ の他	
						直接的な発 火・爆発防 止策(熱、 摩擦、衝撃、 静電気、ガ ス、粉塵、 電磁波、異 物混入等)	間接的 な発火・ 爆発防 止策 (建屋の 火災防 止等)	情報 提供	盗難 防止			その他 (国際条 約、安全 管理、運 搬時の安 全確保、 消費時の 安全確保 等)	技術基 準の趣 旨の明 確化		規制対 象設備、 工室の 明確化
4の2	1	19	移動式製造設備等の機械の構造は鉄と鉄の摩擦の排除、摩擦部に滑剤を塗布、動揺の防止、火薬類の侵入の防止措置	装置	○	○				×	○	○	○		
4の2	1	20	移動式製造設備用工室等の暖房装置は熱源は蒸気、熱気、温水、燃焼し易い物と隔離、表面に火薬類等の付着防止措置を講じる	装置	○	○				×	○	○	○		
4の2	1	21	移動式製造設備用工室等の照明装置等	装置	○	○				×	○	○	○		
4の2	1	22	移動式製造設備用工室等の機械設備金属部の接地	装置	○					×	×		○		
4の2	1	23	移動式製造設備用工室等の停滞量等の掲示板による掲示	掲示/施設		○	○			×	○	○	○		
4の2	1	24	移動式製造設備用工室に面した木造建築物の耐火的措置	施設	○	○				○			○		
4の2	1	25	移動式製造設備用工室の壁、天井の隙間を無くす構造等	施設	○	○				○			○		
4の2	1	26	火薬類又は原料の粉塵飛散防止措置	施設/装置	○					○			○		
4の2	1	27	移動式製造設備の静電気除去措置	装置	○					○					
4の2	1	28	移動式製造設備の構造(異常時に直ちに製造を中止できる構造)	装置	○					○					
4の2	1	29	移動式製造設備の構造(回転部が内壁と接触しない構造)	装置	○					×	○				
4の2	1	30	移動式製造設備のホース等の強度、静電気等に対する安全措置	装置	○				○	○					
4の2	1	31	火薬類の加圧設備の安全装置	装置	○					○	○				
4の2	1	32	火薬類等の運搬容器	装置	○					○	○				
4の2	1	33	廃棄焼却場の防火壁設置等の防火措置	施設	○	○				×	○				
4の2	2		危険の虞がない場合の特則										○		
5	1		【定置式製造設備の製造方法】												
5	1	1	煙火等の最大生産数量、組成等、原料火薬・爆薬の配合比と最大生産量を定め製造。	煙火、原料火薬					○	○					
5	1	1.2	煙火等以外の火薬・爆薬の配合比、火工品の構造、最大生産数量等を定め製造。	上記以外の火薬類					○	○					
5	1	1.3	可塑性爆薬の告示で定める検出薬の配合義務	可塑性爆薬				○		×	×				
5	1	2	危険区域内への作業に必要な者以外の立入禁止	危険区域	○					○					
5	1	3	危険工室内の人数制限	危険区域	○					×	×				
5	1	4	危険区域内での酒気帯び作業禁止	危険区域	○					×	×				
5	1	5	危険区域内での作業は静粛かつ丁寧にすること	危険区域	○					×	×				
5	1	6	火薬類への異物混入防止の為に工室内の清掃、強風時の砂塵進入防止の為に散水等	危険工室、一時置場	○					○		○			
5	1	7	危険工室等への携帯電灯以外の灯火の携行禁止	危険工室、一時置場	○					×	○	○			
5	1	8	危険工室等及びその付近への爆発・発火・燃焼し易い物質の堆積禁止	危険工室、一時置場	○	○				○		○			
5	1	9	危険工室等の告示で定める停滞量等の遵守	危険工室、一時置場	○					×	×				
5	1	10	温度範囲を設定し、その範囲で作業	温度調節装置	○					○					
5	1	10.2	日乾後放冷が必要な火薬類は、常温まで放冷した後に移動。	日乾場	○					×	○	○			
5	1	11	危険工室内の機械・器具・容器は常に機能を点検し、手入を行う。	危険工室	○					○		○			
5	1	12	危険工室内の機械等の修理する際の基準。(火薬類の除去、安全措置)	危険工室	○	○				○	○				
5	1	13	危険工室等の改築・修理時には予め危険予防の措置を講じること	危険工室、一時置場		○				○			○		
5	1	14	危険工室内での目的外作業の禁止	危険工室	○	○				○					
5	1	15	廃棄火薬類等の当日廃棄。当日廃棄が困難な場合は処分が可能となった時点で速やかに廃棄。	廃棄		○		○		×	○	○			
5	1	16	火薬類、その原料等の運搬時の扱い(衝突、転落、転倒等の防止)	(運搬作業)	○					○					
5	1	16.2	蓄電池、ディーゼル運搬車の立入制限	運搬車	○	○				×	○	○			
5	1	17	火薬類、油類の付着した布類等の取扱。	廃材	○	○				○			○		
5	1	18	火薬類の爆発・燃焼・発射試験又は火薬類の焼却はそれぞれ一定の場所で行うこと。	廃棄	○					×	×				
5	1	19	火薬類の製造試験は、専用の工室又は既存の工室の作業を中止し、製造試験専用転用した工室で行うこと	製造試験	○					○					
5	1	19.2	火薬類の製造は一定の工室で行うこと。但し、日乾場における日乾作業等については、この限りではない。	工室	○	○				×	×				
5	1	20	火薬類の包装方法(告示)	(運搬中)	○			○		×	×				

条	項	号	製造の 技術基準項目	対象物	技術基準の目的						性能規定化の 状況(現 行)	見直しの方向性			
					火薬類の発火・ 爆発発生時の 被害抑制策	火薬類の発火・ 爆発防止策		その他				性能規定化	明確化		整理 統合、そ の他
						直接的な発 火・爆発防 止策(熱、 摩擦、衝撃、 静電気、ガ ス、粉塵、 電磁波、異 物混入等)	間接的 な発火・ 爆発防 止策 (建屋の 火災防 止等)	情報 提供	盗難 防止	その他 (国際条 約、安全 管理、運 搬時の安 全確保、 消費時の 安全確保 等)			技術基 準の趣 旨の明 確化	規制対 象設備、 工室の 明確化	
5	1	21	火薬類への表示方法(数量,使用方法等)	(運搬容器)					○	○	×	×			
5	1	24	外装容器への衝撃注意等の必要な注意事項を表示	(外装容器)		○			○	○	×	×			
5	1	25	一時置場に無煙火薬を貯蔵する場合の基準	一時置場		○					×	○			
5	1	26	一時置場に無煙火薬を貯蔵できる期間(最大6ヶ月)	一時置場		○					×	×			
5	1	27	製造作業終了後の工室への火薬類の存置禁止(やむを得ない場合は盗難予防の措置を講じること)	(存置)		○	○		○	○					○
5	1	28	赤燐を使用する作業は他の工室と隔離した専用の危険工室で行い,専用の器具を使用	赤燐工室	○	○		○			×	×			
5	1	29	マグネシウム粉等を含む火薬類の製造にあたっては水分による発火防止措置を講ずること	金属粉取扱い		○	○				○				
5	1	30	塩素酸塩又は亜塩素酸塩等を含む火薬等を取り扱う器具・容器はその旨を明記し,他の火薬・爆薬の取扱への転用禁止	塩素酸塩取扱い		○	○	○			×	×			
5	1	31	球状の打揚煙火の外殻貼り付け後の外殻の穴空け禁止	打揚煙火		○					×	×			
5	1	31.2	直径10cm以上の球状の打揚煙火の伝火薬取付け	打揚煙火						○	×	×			
5	1	31.3	球状の打揚煙火の割り薬に塩素酸塩を用いた火薬等を用いる場合の星との隔離	打揚煙火		○					○				
5	1	32	赤リンを取り扱う配合工室,鶏冠石と塩素酸カリウムを配合する工室は1日1回水洗掃除	赤燐工室		○					×	×			
5	1	33	薬紙,速火線に切断等の摩擦・衝撃を加える作業は少量ずつ行うこと。	煙火		○					×	×			
5	1	34	雷薬又は淹剤の配合作業等の導電性器具の使用等	煙火		○					×	○			
5	1	35	手筒煙火の製造の方法の基準	手筒煙火						○	×	×			
5	2		【不発弾等の解撤作業を行う製造施設の製造方法】												
5	2	1	不発弾等の最大解撤数量等を定め解撤	不発弾等の取扱い						○	○				
5	2	2	不発弾等解撤工室等内の人数制限	工室	○					○	×	×			
5	2	3	不発弾等解撤工室等の告示で定める停滞量等の遵守	工室	○						×	×			
5	2	4	信管を有する不発弾等は慎重に取り扱うこと	不発弾等の取扱い		○					×	×			
5	2	5	不発弾等を収納する容器包装の表示	容器包装		○		○		○	×	×			
5の2	1		【移動式製造設備の製造方法】												
5の2	1	1	特定硝酸アンモニウム系爆薬の配合比,最大生産数量等を定め製造	生産物						○	○				
5の2	1	2	移動区域内への作業に必要な者以外の立入禁止	移動区域	○					○	○				
5の2	1	3	危険間隔内等の人数制限	設備、 廃棄焼却場	○					○	×	×			
5の2	1	4	移動区域内での酒気帯び作業禁止	移動区域		○					×	×			
5の2	1	5	移動区域内での作業は丁寧なことに	移動区域		○					×	×			
5の2	1	6	移動式製造設備の固定	設備		○					○				
5の2	1	7	建物内で製造する場合は工室にて製造すること	工室	○						×	×			○
5の2	1	8	火薬類への異物混入防止の為の設備の清掃,強風時の砂塵進入防止の為の散水等	設備		○					○			○	○
5の2	1	9	危険間隔内等への携帯電灯以外の灯火の携帯禁止	設備、 廃棄焼却場		○					×	○	○		○
5の2	1	10	移動式製造設備等の付近への爆発・発火・燃焼し易い物質の堆積禁止	設備、 廃棄焼却場		○	○				○		○		○
5の2	1	11	危険間隔内等の告示で定める停滞量等の遵守	設備、 廃棄焼却場	○						×	×			○
5の2	1	12	移動式製造設備の点検,整備	設備		○					○		○		○
5の2	1	13	移動式製造設備を修理する際の基準。(火薬類の除去)	設備		○	○				○				○
5の2	1	14	移動式製造設備の改造・修理時には予め危険予防の措置を講じること	設備		○	○				○				○
5の2	1	15	移動式製造設備の目的外作業の禁止	設備	○		○				○				○
5の2	1	16	廃棄火薬類等の廃棄措置	廃棄			○		○		×	○	○		
5の2	1	17	火薬類,油類の付着した布類等の取扱	廃材		○	○				○				
5の2	1	18	火薬類の焼却は一定の場所で行うこと	廃棄	○						×	×			○
5の2	1	19	製造作業終了後の設備への火薬類の存置禁止(やむを得ない場合は盗難予防の措置を講じること)	(存置)		○	○		○		○				○
5の2	1	20	移動式製造設備を移動区域外へ移動する際の措置	設備		○					○				

条	項	号	製造の 技術基準項目	対象物	技術基準の目的					性能規 定化の 状況(現 行)	見直しの方向性				
					火薬類 の発火・ 爆発発 生時の 被害抑 制策	火薬類の発火・ 爆発防止策		その他			性能規 定化	明確化		整理 統合、そ の他	
						直接的な発 火・爆発防 止策(熱、 摩擦、衝撃、 静電気、ガ ス、粉塵、 電磁波、異 物混入等)	間接的 な発火・ 爆発防 止策 (建屋の 火災防 止等)	情報 提供	盗難 防止			その他 (国際条 約、安全 管理、運 搬時の安 全確保、 消費時の 安全確保 等)	技術基 準の趣 旨の明 確化		規制対 象設備、 工室の 明確化
5の2	1	21	発破孔への爆薬装填時の措置	消費	○				○	○					
5の2	1	22	温度・圧力範囲を設定し、その範囲で作業	温度・圧力	○				○						
5の2	1	23	火薬類,その原料等の運搬時等の扱い(衝突,転落,転倒等の防止)	移動、運搬	○				○	○					
5の2	2		危険の虞がない場合の特則										○		